

2026 年 9 月 11 日

株主各位

神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番 1 4 号

S W C C 株式会社

代表取締役 小又 哲夫

株式分割に関する基準日設定公告

当社は 2026 年 8 月 31 日開催の取締役会において、2026 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 10 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を、現行の 70,000,000 株から 350,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2026 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
2. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

株主名簿管理人及び特別口座管理機関

照会先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)